

守 監 発 第 8 号
令和4年8月17日

守谷市長 松 丸 修 久 様

守谷市監査委員 高 瀬 尚 則 

守谷市監査委員 高 梨 恭 子 

令和3年度守谷市財政健全化審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により審査に付された、令和3年度健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、次のとおり審査意見書を提出する。

令和3年度守谷市財政健全化審査意見書

1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和4年7月29日から令和4年8月17日まで

3 審査の方法

財政健全化審査に当たっては、令和3年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

健全化判断比率	令和3年度	早期健全化基準	備考
①実質赤字比率	—	12.87%	黒字につき比率なし
②連結実質赤字比率	—	17.87%	黒字につき比率なし
③実質公債費比率	4.2%	25.0%	
④将来負担比率	—	350.0%	実質的な将来負担額なし

※「—」は該当なし

① 実質赤字比率

令和3年度の実質収支は黒字であるため、当該比率の値はない。

② 連結実質赤字比率

令和3年度の連結実質収支は黒字であるため、当該比率の値はない。

③ 実質公債費比率

令和3年度の実質公債費比率は単年度では4.7%（令和2年度：4.2%）と増加がみられるが、3箇年平均では4.2%となっており、早期健全化基準

の25.0%を下回っていることから良好な状態といえる。

④ 将来負担比率

令和3年度の将来負担比率は、実質的な将来負担額が発生しないため、当該比率の値はないので、良好な財政状態といえる。

5 是正改善を要する事項

特になし。